

筑紫野市人権施策基本指針



平成 19 年 (2007 年) 8 月

筑紫野市

はじめに

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。

平成6年の国連総会において「人権教育のための国連10年」が決議され、平和、人権、環境、共生をキーワードとする社会の形成が世界的な潮流となってまいりました。国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、さらに、福岡県では「福岡県人権教育・啓発基本指針」が策定されるなど人権問題の解決に向けたさまざまな取り組みが進められています。

本市は、「筑紫野市人権都市宣言に関する条例」や「人権教育のための国連10年筑紫野市行動計画・実施計画」に基づき、21世紀の筑紫野市の「人権を大切に作る都市づくり」に取り組んできました。

しかしながら、国内では、子どもや女性・高齢者・障害者といったいわゆる社会的弱者に対する人権侵害や人の命の尊厳性をないがしろにした犯罪が多発しており、インターネット上での誹謗中傷の書き込みなど新たな人権問題も発生しています。

また、国外においても、罪も無い一般民衆を巻き込んだ紛争や戦争、テロなど人権をないがしろにした悲惨な事件が後を絶ちません。

このような情勢の中で、お互いを尊重しあい、一人ひとりの個性が大切にされる社会を築いていくことが、行政に課せられた責務であると強く認識いたしております。

このため、本市では、平成18年度からスタートした第四次筑紫野市総合計画の中で、「認めあい、共に生きる人権尊重社会の醸成」を重要政策と位置づけ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「筑紫野市人権都市宣言に関する条例」に基づいた人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、「筑紫野市人権施策基本指針」を策定しました。

今後は本指針に基づき、市民の皆様をはじめ、地域や企業との協働により、「人権尊重のまちづくり」の推進を全市的に取り組んでまいりたいと考えていますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年8月

筑紫野市長 平原 四郎

目 次

第1章 人権施策基本指針の策定にあたって	・・・1
1 人権施策基本指針策定の背景	・・・1
2 人権施策基本指針の位置づけ	・・・3
第2章 それぞれの人権問題に対する現状と課題	・・・5
1 同和問題	・・・5
2 女性に関する問題	・・・5
3 子どもに関する問題	・・・7
4 高齢者に関する問題	・・・7
5 障害者に関する問題	・・・8
6 外国人に関する問題	・・・9
7 感染症患者（HIVなど）に関する問題	・・・9
8 さまざまな人権問題	・・・10
第3章 「人権尊重のまちづくり」	・・・11
1 「人権尊重のまちづくり」の基本理念	・・・11
2 「人権尊重のまちづくり」の推進にあたって	・・・12
第4章 人権施策の推進	・・・14
1 基本的な視点	・・・14
2 人権施策を推進するための取り組み	・・・14
3 人権教育・人権啓発を推進するための取り組み	・・・17
(1) 人権教育	・・・17
乳幼児教育	・・・17
学校教育	・・・19
社会教育	・・・21
(2) 人権啓発	・・・22
施策体系	・・・24
参考資料	
人権関係年表	・・・26
筑紫野市における諸計画など	・・・29
世界人権宣言	・・・31
日本国憲法（抄）	・・・36
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・・・39
筑紫野市人権都市宣言	・・・41
筑紫野市人権都市宣言に関する条例	・・・42
筑紫野市人権施策基本指針策定の主な経過	・・・43

第1章 人権施策基本指針の策定にあたって

1 人権施策基本指針策定の背景

(1) 国際的な潮流

20世紀において人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、戦争がいかに人権を侵害するものであるか、また平和がいかにかけがえのないものであるかを学びました。その反省と平和を願う世界的な取り組みにより、「世界人権宣言」(昭和23年(1948年))が国際連合(以下「国連」という)で採択されました。それ以降も「国際人権規約」(昭和41年(1966年))をはじめとする人権に関する条約など^(*)₁₎が採択されるとともに、「国際婦人年」(昭和50年(1975年))といったテーマ別の国際年^(*)₂₎を定めながら、すべての人々が自由と権利を普遍的に享有できる社会の実現をめざし、さまざまな取り組みが展開されてきました。

しかし、国際社会における人権の抑圧や難民の発生など、深刻な状況が続いていることから、平成6年(1994年)第49回国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、具体的なプログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。さらに、その終了に伴い、成果及び不十分な点並びに人権教育の分野における将来の国連の活動について、平成17年(2005年)からの「人権教育のための世界計画」の決議を行いました。

また、国連として人権問題への対処能力を強化するため、平成18年(2006年)3月従来の人権委員会に替えて新たに人権理事会を国連総会の下部組織として設立することが決議されました。

(2) 国内の動向

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、さまざまな施策が推進されてきました。

日本固有の人権問題である同和問題の解決を図るために、国は昭和44年(1969年)「同和对策事業特別措置法」を制定し、以降33年間にわたって早期解決に向けて特別対策を実施してきました。平成8年(1996年)に出された地域改善対策協議会の意見具申の中で、同和問題解決への取り組みを今後はあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みとして進める必要性が述べられています。

さらに、「これまでの同和教育や啓発活動の中で培われてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきである」と人権教育・人権啓発の重要性につ

いて述べられています。

その取り組みについては、国連で「人権教育のための国連 10 年」が決議されたことを受け、国は平成 9 年（1997 年）「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」を策定し、あらゆる場を通じた人権教育の推進を図ってきました。また、平成 12 年（2000 年）12 月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、平成 14 年（2002 年）3 月同法に基づいて「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に推進しています。

このほかにも、「障害者基本法」や「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」の制定など人権問題の解決に向けた法整備^(※3)が進められ、さまざまな取り組みが積極的に進められています。また、人権侵害の被害者に対して実効性のある救済を図るための法制化の動きもあります。

（ 3 ）福岡県の動向

福岡県においても同様に、県レベルでのさまざまな取り組みが展開されています。県の実状にあった人権教育・啓発を推進するため、知事を本部長とする「福岡県人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置の上、平成 10 年（1998 年）「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定しました。

さらに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条に基づく「福岡県人権教育・啓発基本指針」を平成 15 年（2003 年）に策定しました。その後、基本指針に基づく施策は、毎年度実施計画を作成し、行政内における点検・評価を行うとともに、さまざまな人権分野の有識者からなる「福岡県人権施策推進懇話会」において、専門的な立場や県民の視線から再度点検・評価を行い、実効ある施策の推進が図られています。

（ 4 ）筑紫野市における取り組み

本市では、平成 7 年（1995 年）6 月に「人権都市宣言」を行い、同年 12 月に「筑紫野市人権都市宣言に関する条例」を制定し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決のための取り組みを行い、「人権尊重のまちづくり」をめざしてきました。

また、全庁的な体制で人権教育に関する取り組みを行うため、平成 11 年（1999 年）に市長を本部長とする「筑紫野市人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置するとともに、「筑紫野市人権都市宣言に関する審議会」の答申を受け、平成 13 年（2001 年）3 月「人権教育のための国連 10 年筑紫野市行動計画」を策定しました。さらに平成 14 年（2002 年）5 月「人権教育のための国連 10 年筑紫野市行動計画実施計画」を策定し、「21 世紀の筑紫野市の人権を大切に作る都市づくり」という基本理念の実現に向けて、さまざまな施策を進めてきましたが、この計画は平成

16年(2004年)12月で終了しました。同計画により、市民の人権問題に対する認識は一定高まりつつありますが、すべての市民一人ひとりの課題として受け止められ、行動につながったとはいいいがたい面がありました。

本市は、平成18年(2006年)4月から始まった「第四次筑紫野市総合計画」の中で「認めあい、共に生きる人権尊重社会の醸成」を重要政策と位置づけています。市民一人ひとりの生活様式や価値観が多様化している中、お互いを尊重し、支えあう地域社会をつくることが必要であり、すべての施策、あらゆる機会を通じて、人権意識を高めるべく各施策に取り組んでいます。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな場面において、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者などに対する偏見や差別が存在しています。さらに、高齢化、国際化、情報化などを背景として新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は、豊かな市民生活を実現するための極めて重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市における人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「人権施策基本指針」を策定することとしました。

2 人権施策基本指針の位置づけ

この指針は、本市におけるあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政を推進していくための基本方向を示し、市民と行政とが力をあわせて「人権尊重のまちづくり」を進めていくための基本理念や基本的な視点、施策の方向性を明らかにしたものであり、以下の性格を持ちます。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「筑紫野市人権都市宣言に関する条例」に基づいた人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な考え方を示します。

「第四次筑紫野市総合計画」に掲げる「認めあい、共に生きる人権尊重社会の醸成」を具体的に進めるための方向性を示します。

平成16年(2004年)に終了した「人権教育のための国連10年筑紫野市行動計画」「同実施計画」の趣旨を受け継ぐものです。

これまでの本市の同和教育・啓発の成果と手法の評価を踏まえ、さまざまな人権問題の解決を図るための人権教育・人権啓発として創造的、発展的に再構築を図るものです。

なお、人権問題に対応する諸施策の多くは、それぞれの分野の法令や計画などに基づき、実施されています。従って、これらに共通する人権尊重意識の高揚のための施策を積極的に推進するとともに、本指針の趣旨を尊重し、推進していきます。

また、指針の内容については、人権を取り巻く国内外の状況の変化や国などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 それぞれの人権問題に対する現状と課題

1 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、同和地区の人々が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、基本的人権を侵害され、特に市民的権利と自由(職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由など)を十分に保障されていないというわが国固有の人権問題です。

国の同和対策審議会答申(昭和40年(1965年))では、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示され、同和対策の基本方針と具体的方策が提言されました。それに基づき、国、地方自治体が一体となって積極的に取り組んできました。

また、平成8年(1996年)の地域改善対策協議会意見具申では、同和問題の早期解決に向けた今後の施策の方向性として、特別対策から一般対策への移行と差別意識解消のための人権教育・啓発の推進が示されています。

本市においても、同和対策審議会答申の趣旨を具体化する同和対策事業特別措置法施行以来、同和問題の解決を市政の重要施策に位置づけ、ハード・ソフト両面にわたり、課題解決に向けて取り組んできました。その結果、住環境面では一定の改善がなされました。しかし、就労、福祉、教育、啓発などの分野ではいまだに多くの課題が残されています。

このため、今後は残された課題解決に向けて、同和問題固有の経緯などを十分に認識しつつ、あらゆる差別の解消を視座に据えて、また、国際的な人権尊重の潮流、国内における人権尊重社会の実現に向けての取り組みなどを踏まえて、施策を推進していくことが必要です。また、同和問題は基本的人権にかかわる重要な問題であることから、行政はもとより市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、行政、市民、民間団体などがそれぞれ役割を明確にし、それぞれがその役割を遂行する中で相互に連携し、社会全体で同和問題の解決に取り組んでいくことが重要となります。

2 女性に関する問題

本市においては、「筑紫野市女性問題懇話会」の提言に基づき、平成10年(1998年)3月「ちくしの男女共同参画プラン」を策定し(平成16年(2004年)11月改訂)、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして施策の総合的、計画的な推

進に努めてきました。

平成 17 年（2005 年）8 月に実施された男女共同参画に関する市民意識調査では、家庭、職場、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなど社会のさまざまな分野において、男女の地位が平等になっていないと考える市民は依然として多いという結果となっています。一方で男は仕事、女は家庭という考え（固定的性別役割分担意識⁽⁴⁾）に賛成する市民が 6 割近くを占めています。このことは、女性に対して差別的な状況に気づいていても、固定的性別役割分担意識がその土壌にあることへの問題意識が低いと考えられます。

また、ドメスティック・バイオレンス⁽⁵⁾、セクシュアル・ハラスメント⁽⁶⁾、売買春、インターネットなどのメディアによる性・暴力表現など女性に対する暴力は、女性への重大な人権侵害であり、男女平等を実現する上で克服すべき重要な課題となっています。

これらのことを踏まえ、本市では、平成 17 年（2005 年）10 月、男女共同参画施策をさらに積極的、効果的に推進するために「筑紫野市男女共同参画推進条例」を制定（平成 18 年（2006 年）4 月施行）しました。

今後は、本条例に基づき、性にかかわらず、すべての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会の実現に向けて、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場において、行政、市民、企業・事業所などの協働した取り組みが重要となります。

(4) **固定的性別役割分担意識**：「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」というような、社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識のことをいい、日常生活だけでなく、社会のあらゆる分野やシステムに深く浸透しています。この意識は、本人の個性や能力よりも性別に重点を置くということから、男女どちらにとっても多様な生き方を制約する要因になっています。

(5) **ドメスティック・バイオレンス**：直訳すると、「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や配偶者関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されています。

筑紫野市男女共同参画推進条例では、「配偶者などの親密な関係にある男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、性的、精神的、経済的若しくは言語的な苦痛を与える暴力又は虐待をいう。」と規定し、対象や暴力の範囲をより広く定義しています。

(6) **セクシュアル・ハラスメント**：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体の不必要な接触、性的な関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれます。

「男女雇用機会均等法」で定められているセクシュアル・ハラスメントは、雇用管理上に限定されていますが、筑紫野市男女共同参画推進条例では、職場だけでなく、学校、地域などのあらゆる場を対象としています。

3 子どもに関する問題

今日、児童虐待、いじめ、不登校や体罰など子どもの人権を侵害する多くの問題が生じています。また、薬物乱用の低年齢化、有害情報の氾濫や性の商品化といった問題など、子どもを取り巻く教育環境の悪化は深刻な事態となっています。

さらに、少子化、核家族化、都市化の進行により、家庭や地域における子育て機能が低下し、子どもに対して、生命や人権を尊重する心、規範意識、社会性、共生の心などが育ちにくい環境となっています。

こうした状況の中で、正義感や公平さを重んじる心、他人を思いやる心、人権を尊重する心など豊かな人間性を持った子どもを育てていくことが大切です。

本市においては、平成 11 年(1999 年)3 月に「筑紫野市児童育成計画」を策定し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりと子育て支援社会づくりを推進してきましたが、昨今のこのような子どもを取り巻くさまざまな環境を踏まえ、すべての子どもの幸せを考え、子どもの人権や利益を最大限に尊重することなどを基本的な考えとする「筑紫野市次世代育成支援行動計画」を平成 17 年(2005 年)に策定しました。

今後は、すべての子どもの人権が尊重され、心身ともに健やかに成長することができるような環境づくりをめざして家庭、学校、地域などとの連携を強化しながら、行動計画を推進していくことが重要となります。

4 高齢者に関する問題

本市における高齢化率は平成 19 年(2007 年)3 月末現在 16.51%となっており、毎年増加傾向にあります。このような高齢化の進展に伴い、要援護高齢者数も増加していくものと考えられます。

こうした状況の中、高齢者への偏見に基づく就労機会の制限や身体的、心理的、経済的虐待などの高齢者にかかわる人権問題が大きな社会問題となっています。

本市では、平成 5 年(1993 年)に「筑紫野市老人保健福祉計画」を策定し、市民一人ひとりが人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりやひとづくりなど、高齢化社会対策に取り組んでいます。さらに介護保険制度の導入に伴い、平成 12 年(2000 年)3 月には「筑紫野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し(平成 18 年(2006 年)3 月、第 3 期改訂)、保健・福祉サービスの充実に努めています。

今後とも、市民一人ひとりが高齢者を大切にし、高齢者の人権についての理解や認識を深めるとともに、地域全体で支えあうことにより、安心して過ごすことができる地域社会の実現に向けた施策をさらに推進していくことが重要となります。

5 障害者に関する問題

ノーマライゼーション⁽⁷⁾とリハビリテーション⁽⁸⁾の2つの理念のもと、さまざまな施策が進められてきたことにより、障害者が地域で自立して暮らすことが少しずつ当たり前のこととして考えられるようになってきました。

本市においても、平成10年(1998年)3月に「筑紫野市障害者福祉長期行動計画」を策定し(平成17年(2005年)3月改訂)、障害の有無にかかわらず、市民だれもが相互に人格と個性を支えあう共生社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に進めています。

また、措置制度から契約制度への転換の第一歩であった支援費制度は、平成17年(2005年)に成立した「障害者自立支援法」へと継承され、障害者を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

本市では、障害者の地域生活を支えていくために、必要な障害福祉サービスや相談支援などが地域において計画的に提供されるよう、具体的な数値目標を持つ「筑紫野市障害福祉計画」を平成19年(2007年)3月に策定しています。

しかし、依然として障害者の生活は、さまざまな物理的または社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている現状にあります。

また、学校現場におけるガイジ発言は発覚以来10有余年経過した今日も解決されず、身体、知的障害児の多くが「障害に関して不快な経験がある。」と回答しています(平成18年10月実施、筑紫野市障害者福祉に関するアンケートより)。障害者にとって決して住みよいまちとはいえない状況です。

今後とも、市民一人ひとりがさまざまな障害や障害者に対する理解を深めるとともに、障害者が自らの考えと判断により、地域の中で豊かに暮らせるまちにするため、人権尊重を基盤とした施策を推進していくことが重要となります。

《註》障害者の表記方法について

障害者については、差別解消の観点から「障害」者や障がい者と表記することが増えています。

人権施策推進審議会においても、この点についての議論がありましたが、障害者の表記の差別性は今日までの差別実態の反映であることを踏まえ、本指針ではあくまでも暫定的な判断として従前から一般的に使用されてきた障害者との表記に統一しました。

しかし、このことは障害者差別を取り巻く私たちの問題として、今後とも検討・議論し、より良いものを探っていくことが「人権尊重のまちづくり」へとつながっていくものと考えます。

(7) ノーマライゼーション：障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

(8) リハビリテーション：障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加をめざすという考え方です。

6 外国人に関する問題

社会・経済全般に国際化が進む中、本市においても外国籍市民が増えつつあり、平成 19 年（2007 年）6 月末現在における外国人登録人口は 527 人となっています。

このため、多様な民族や文化を尊重しあえる開かれた地域社会をつくることが求められていますが、現実には、わが国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人などをめぐる問題や、他国や他民族の歴史、文化、言語、宗教、生活習慣などへの理解不足から、外国人に対する差別落書きやインターネットへの書き込みなどさまざまな人権問題が発生しています。

このような課題を踏まえて、平成 14 年（2002 年）9 月に本市の国際化の指針となる「筑紫野市国際化プラン」を策定し、平成 17 年（2005 年）3 月、プランを具体的に推進するための施策をまとめた「筑紫野市国際化行動計画」を策定しました。

今後は、この行動計画に基づき、市民や外国籍市民、海外の人たちが利用できる情報交流機会の提供や国際交流の啓発活動の推進など、さまざまなニーズに応えながら、市民主体の国際交流事業をさらに充実・発展させるための施策を推進していくことが重要となります。

7 感染症患者（HIV など）に関する問題

HIV 感染症（エイズ⁽⁹⁾）、ハンセン病⁽¹⁰⁾、ウィルス性肝炎⁽¹¹⁾など、その病気に関する正しい知識や理解がないため、患者や感染者に対して差別をしたり、偏見を持つことが問題となっています。このような現状や課題を踏まえ、感染症の患者などの人権を尊重しながら、感染症の予防と患者などに対する医療について総合的な施策の推進を図るため、平成 11 年（1999 年）には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

(9) **エイズ (AIDS)**: 正式には「後天性免疫不全症候群」といい、HIV という「ヒト免疫不全ウイルス」の感染が原因で生じる病気の総称です。HIV は、治療しなければ数ヶ月から 10 数年をかけて人の免疫（からだの抵抗力）システムを破壊し、免疫を著しく低下させます。その結果、健康なときには生じなかったようなさまざまな感染症や悪性腫瘍に罹ってしまいます。

AIDS Acquired（後天性）Immuno（免疫）Deficiency（不全）Syndrome（症候群）

HIV Human（ヒト）Immunodeficiency（免疫不全）Virus（ウイルス）

(10) **ハンセン病**: ハンセン病は、ノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」による感染症で、基本的には皮膚と末梢神経の病気です。現在ではいくつかの薬剤を併用する多剤併用療法により治療できます。病気が進行してからでは、病気は治せても後遺症が残る場合がありますが、早期に発見し、正しく治療すれば障害を残すことなく治癒できます。

(11) **ウィルス性肝炎**: ウィルス性肝炎とは、主に肝臓でウィルスが増殖し、肝機能障害を起こす感染症をいいます。経口感染の A・E 型肝炎、血液感染の B・C・D・G 型肝炎、血液・経口感染の TTV 型肝炎があり、持続感染となると肝硬変や肝臓へと移行することもあります。最近では治療薬や抑制剤などの開発により、それぞれの型にあった治療方法が取られるようになってきました。

今後、だれもが安心して暮らしていける社会を築いていくためには、誤った情報に左右されることなく、これらの病気への理解を深め、患者やその家族が暮らしやすい地域環境をつくっていくことが大切となります。また、患者・感染者と関係機関などとの連携を強化し、市民への正しい知識の普及と差別や偏見の解消に努めていくことが重要となります。

8 さまざまな人権問題

他にも、私たちの身の回りには次にあげるような人権問題が存在しています。

アイヌ、ホームレス、刑を終えて出所してきた人々、犯罪被害者とその家族をめぐる問題、インターネットなどによる人権侵害や個人情報の保護に関する問題、性的指向、性同一性障害を理由とする人権侵害など、多くの問題が生じてきていることから、今後とも関係機関などと連携しながら、その課題解決に向けた施策を推進するとともに、さまざまな機会を通して人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

第3章「人権尊重のまちづくり」

1 「人権尊重のまちづくり」の基本理念

本市がめざす「人権尊重のまちづくり」は、市民一人ひとりの人権を尊重し、すべての市民が心豊かで、自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現することです。

このことは、地方自治の基本的役割であり、まちづくりの基礎といえます。

「人権尊重のまちづくり」を進めるために、次の3つの基本理念を定めて取り組みます。

(1) 人間の尊厳・自立

一人ひとり人間としての尊厳が認められ、だれもが自分らしくいきいきと暮らせる社会

地球上のどこを探しても、私という存在はたった一つであり、かけがえのない存在としての命と自由が守られなくてはなりません。すべての人がこの私であって良かったと自分を肯定的に受け止め、自分を価値あるものだと感じ、自分らしさに誇りと自信を持って、生活できる社会をめざします。

(2) 共生

互いの違いを認めあい、多様な文化や価値観を尊重し、思いやる心で共に生きる社会

社会の中には、多様性を認めずに同質化や排除という考え方により、偏見や差別を生んでいる場合がありますが、自分自身がかけがえのない大切な存在であるのと同じように、他の人も大切な存在であるということを忘れてはなりません。さまざまな人々と出会い、交流する中で、理解を深め、支えあい、共感できる豊かな社会をめざします。

(3) 自己実現

だれもが個性や能力を生かして、自己実現を図ることができる公平な機会が保障された社会

すべての人は平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地、年齢、障害の有無などによって不当に差別されることなく、一人ひとりのさまざまな可能性を否定されず、個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会をめざします。

2 「人権尊重のまちづくり」の推進にあたって

人権問題の解決のためには、行政だけではなく、市民、地域、企業など社会全体で取り組んでいくことが重要になります。

このため、それぞれの役割を果たせるよう、連携・協力を図りながら「人権尊重のまちづくり」を推進します。

(1) 行政の役割

あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの基本的人権の保障は日本国憲法に明記されているように行政の責務です。人権施策の推進者である市職員は、より高い人権意識ときめ細やかな実態把握に基づいて、さまざまな施策を推進しなければなりません。

また、幅広い市民参画による「人権尊重のまちづくり」に向けて、市民や地域、企業・事業所などの多様な活動を支援し、協働の視点から総合的な調整を図っていくことが必要です。

(2) 市民一人ひとりの役割

市民一人ひとりが人権を自分自身のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、日常生活の中で実践することが必要です。

そのためには、人権に関する講座や啓発活動に主体的に参加・参画していくとともに、さまざまな人権問題の当事者との交流やふれあいを通して、豊かな人権感覚を身に付けることや、思いやりや配慮にあふれた言葉を大切にすることも重要です。

また、市民一人ひとりの人権意識の形成にとって、家庭の果たす役割は重要です。このため、親など大人が率先して日頃から人権に対する正しい理解や人権意識の涵養に努め、大人自身が偏見を持たず、差別をしない姿勢を家庭の中で示すことが大切です。

(3) 地域の役割

生活様式、価値観の多様化や少子高齢化、都市化の進行などにより、地域の連帯意識の希薄化が指摘される中、市民一人ひとりが、さまざまな人権に係る課題を共有し、その解決に向け、それぞれの力を出しあい、互いに助けあうという体制づくりが求められています。

このため、行政区・自治会をはじめ、民生・児童委員、福祉委員、さらには、企業・事業所や医療機関、福祉施設などの関係機関、地域社会で活動するさまざまな民間団体などが連携し、ネットワークを形成していくことが必要です。

(4) 企業・事業所の役割

企業・事業所は、社会的存在である以上、社会性、公共性を有し、顧客・従業員をはじめ、地域や市民に対し、各種の社会的責任を負っています。

このため、企業活動における差別事象はもちろん、企業・事業所内における差別言動や人権侵害などをなくし、安心して安全なサービスの提供を図るとともに、だれもが働きやすい職場環境づくりに取り組むなど、企業・事業所内の人権意識を高めていくことが求められています。

第4章 人権施策の推進

1 基本的な視点

(1) 人権尊重の視点から

すべての行政施策は、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重を基本としており、あらゆる分野において人権尊重の視点に立ち、諸施策の推進に努めます。

(2) 市民協働の視点から

人権問題は社会全体の問題であり、その解決にはあらゆる人たちの力を結集することが重要です。市民一人ひとりが人権を自らの問題として捉え、互いに連携して活動できるよう、市民の創意と発意、知識と見識を尊重し、市民との協働による施策の推進に努めます。

(3) 自己実現の視点から

市民一人ひとりが個性や能力を十分に発揮でき、心豊かで自分らしく生きたいという自己実現を可能にするための教育、福祉、就労、社会参加などの機会を保障する環境づくりや条件整備の推進に努めます。

2 人権施策を推進するための取り組み

(1) 行政総体で取り組む「人権尊重のまちづくり」

本市行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った施策を確立し、特定の部署に限ることなく、すべての部署における施策を通して「人権尊重のまちづくり」をめざします。

また、さまざまな人権施策におけるこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、残された課題解決に向けた施策を推進します。

施策の方向性

- ・全庁的に取り組むための「人権施策推進本部」の設置
- ・各部署が事業計画の策定やその見直しを行う場合は、「本指針の基本理念や基本的な視点」を尊重

(2) 推進体制の強化

人権施策を推進するためには、施策相互の関連性を重視し、関係部署が連携を図るとともに、幅広い見地から総合的に取り組むことが必要です。

このため、施策を総合的に推進するための内部組織体制を強化するとともに、市民などの参加による審議会や関係機関などとの連携による推進体制を強化します。

施策の方向性

- ・ 全庁的に取り組むための「人権施策推進本部」の設置（再掲）
- ・ 市民参加による「人権施策推進審議会」の開催
- ・ 市同和教育研究会などの関係機関や民間団体などとの連携強化

(3) 人権意識に配慮した職員の育成

人権施策の推進者である市職員は、人権問題を解決するために必要な正しい理解と認識を深め、「人権尊重のまちづくり」に自らも積極的に参画するという自覚が必要です。

このために、市職員一人ひとりが人権施策の推進者としての自覚を持ち、常に人権に配慮した市民サービスを遂行することができるよう、効果的な職員研修を推進します。

施策の方向性

- ・ 市職員人権問題研修年次計画の推進
- ・ 効果的な職場研修の方策検討
- ・ 人権問題にかかわる各種研修会への積極的な参加

(4) 人権施策の進捗状況の把握

本市が行うすべての施策が人権尊重の視点に立ったものであるかを見極め、施策の見直しや改善を行うことが必要です。

このため、それぞれの部署の進捗状況を的確に把握し、「人権施策推進審議会」などから意見を聴取し、今後の課題を検討します。

施策の方向性

- ・ 本指針に基づく「実施計画」の策定
- ・ 進捗状況調査方法の検討
- ・ 市民参加による「人権施策推進審議会」の開催（再掲）

(5) 市民協働のまちづくりの推進

市民が社会の一員であることを認識し、まちづくりの主役として主体的な行動が求められます。

このため、市民が市政に参画できる機会の拡大に努めるとともに、民間団体などを育成・支援し、これらの団体と連携した市民協働のまちづくりをめざします。

また、市民との情報の共有化を図り、開かれた市政と市民参加の促進を図ります。

施策の方向性

- ・ 人権施策に対する市民の意見を反映できる機会の拡大
- ・ 「人権尊重のまちづくり」に関する市政情報の提供
- ・ 関係機関や民間団体などの連携・協働の推進

(6) 人権ネットワークの拡大

「人権尊重のまちづくり」は、全市的に取り組むことが必要です。

このため国、県などの行政機関はもとより関係機関などとの連携強化に努めるとともに、それぞれの自主性を尊重し、人権問題に関する情報交換や交流活動などの連携・協働を促進します。

施策の方向性

- ・ 国、県などの行政機関や関係機関、民間団体、企業、地域などとの人権問題に関する情報交換や交流活動などの連携・協働の推進

(7) 人権相談機能の充実

人権問題が複雑・多様化する傾向にあり、このような相談に対し、適切かつ迅速に対応していくことが求められています。

このため、法務局など関係機関との連携を図り、市民のニーズに的確な対応ができるよう相談機能の充実に努めます。

また、人権相談を通じて人権侵害の現状を把握し、人権侵害の発生や拡大の防止につなげる施策の充実に努めます。

さらに、「(仮称)人権侵害救済法」の早期制定に向けて働きかけを行うとともに、法案制定の動向を見ながら、本市の対応の在り方について研究・検討します。

施策の方向性

- ・ 法務局など関係機関や各種相談窓口との連携・協働など相談機能充実のための方策検討

- ・人権侵害の現状把握に基づく施策の充実
- ・各種相談員などの人権意識の向上と専門知識修得などの研修機会の充実

(8) 企業・事業所との連携

企業・事業所の社会的責任が注目される中、企業・事業所の人権意識の高揚を図るとともに、地域への貢献に対する積極的な活動が求められています。

とりわけ、公正な採用選考を実施するとともに、障害者などの雇用問題や同和問題の解決に向けた取り組みの充実が求められています。

このため、企業・事業所との連携を強化し、人権啓発活動に対する支援を行うなど、人権意識を高め、地域貢献に取り組みやすい環境づくりに努める必要があります。

また、市の出資法人や指定管理者（公の施設の管理を行う団体）についても、人権に配慮した業務遂行が求められます。このため、本市などが取り組む研修の場への参加要請や人権に関する職場研修などの取り組みを支援します。

施策の方向性

- ・「筑紫地区人権・同和行政推進協議会」や「筑紫地区企業同和问题推進委員会」などとの連携による人権に配慮した取り組みへの支援
- ・事業主や従業員へ講演会や研修などへの参加要請
- ・人権に関する職場研修における啓発資料や講師情報の提供などの支援
- ・啓発活動に取り組むための支援策の検討
- ・「筑紫地区同和対策就職促進協議会」の就職支援システムへの登録企業・事業所の拡大
- ・障害者などの雇用促進・就労支援

3 人権教育・人権啓発を推進するための取り組み

(1) 人権教育

乳幼児教育

(基本的な考え方)

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、この時期に人権意識の基礎となる多様な体験と学びを保障することが重要であることを踏まえ、「筑紫野市同和保育基本方針」に沿って、市内すべての保育所（園）・幼稚園などで乳幼児に対する人権・同和保育に取り組みます。

ア 子どもの教育権を保障する保育内容の創造

子ども一人ひとりの個性と能力を開花させていく乳幼児に対する基本的な教育として、具体的な保育内容を充実します。

施策の方向性

- ・ 体験と遊びの充実
- ・ 同和保育内容の充実
- ・ 保育実践の研鑽と向上

イ 保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の連携

「同和保育基本方針」の全市的な共通理解を図り、保育所（園）・幼稚園などを出発点とした小学校・中学校をはじめ家庭、地域との連携・協力体制を強化します。

施策の方向性

- ・ 保護者会活動の活性化
- ・ 乳幼児家庭教育学級などの充実
- ・ 中学校区同和教育推進事業への参画

ウ 研究・研修の充実

子どもたちに最善の保育がなされるよう保育実践の研究活動を活性化させ、保育士や幼稚園教諭などの人権意識と人権感覚の向上を図るための研修の充実に努めます。

施策の方向性

- ・ 講演会や研修などへの参加要請
- ・ 保育士や幼稚園教諭などの研修の実施
- ・ 保育理論の研修や外部講師による研修の充実

エ 子育て支援の充実

乳幼児教育並びに育児に関する相談体制の充実と子育て支援センターを中心としたネットワークづくりを促進します。

施策の方向性

- ・ 教育・養育相談などの連携と機能の充実
- ・ 子育て支援センター事業の充実

学校教育

(基本的な考え方)

学校教育においては、児童生徒一人ひとりの生きる力⁽¹²⁾を育む学力・進路の保障の充実をめざします。また、児童生徒や地域の実態を踏まえ、各教科、道徳、特別活動⁽¹³⁾、総合的な学習⁽¹⁴⁾など学校教育活動全体を通して、さまざまな人権問題についての知識や理解を深めるとともに、問題解決につながる具体的な態度、実践力の向上に努めます。

ア 人権尊重を基盤とした学校運営の推進

学校生活全般を通して子どもたちの生きる力を育むためには、学校総体の基盤に人権尊重の精神が位置づかなければなりません。とりわけ、教職員の共通理解による組織的、継続的な取り組みが重要です。

施策の方向性

- ・安全・安心な学校づくり
- ・人権・同和教育推進計画の充実と推進体制の確立

イ 学力・進路保障実践の充実

子どもたち一人ひとりの個性と能力を最大限保障することは、学校教育の責務であり、人権教育の中心課題といえます。一人ひとりの子どもを大切にする視点を持ち、すべての子どもの学力と進路の保障に努めます。

(12) **生きる力**：平成8年文部省（現在の文部科学省）の中央教育審議会第1次答申の中で、「我々はこれからの子どもたちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を[生きる力]と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。」と述べたことから、今後の新たな目的として取り上げられ、この理念を受けて新学習指導要領が作成されました。

(13) **特別活動**：望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸張を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方、生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養うことを目標としています。その学習内容は、学級活動、学校行事、児童生徒会活動、クラブ活動（小学校のみ）となっています。

(14) **総合的な学習**：これまでとかく画一的といわれる学校の授業に変えて、地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行える時間、国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間として、平成14年度に新しく設けられたものです。

施策の方向性

- ・わかる授業の創造と指導方法の工夫と改善
- ・個に応じた丁寧な指導の充実
- ・教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実
- ・小学校・中学校連携による進路相談などの充実

ウ 人権学習カリキュラムの整備と教材の開発

人権・同和問題に対する正しい知識を持って、自ら考える力や行動力を育むために、人権学習における指導方法や教材の開発を進めていくとともに小学校・中学校が連携し、系統的に取り組みます。また、参加体験型の手法や交流学习、地域教材の発掘など子どもたちの興味と関心を引き起こす工夫と改善を図ります。

施策の方向性

- ・人権学習カリキュラムの整備
- ・公開授業研究会の実施
- ・地域・地元教材の開発や啓発冊子の活用

エ 人権感覚豊かな教職員の育成

教職員自身の人権感覚が、子どもたちの人権感覚に最も影響を及ぼします。教職員が人権尊重の理念について十分な認識を深め、豊かな感性を身につけることができるよう研修の充実と、実践力の向上を図ります。

施策の方向性

- ・教職員研修の充実
- ・各種研修会への参加保障

オ 中学校区における地域、家庭、学校による協働

地域、家庭、学校がそれぞれの特性を生かしながら協働の視点から人権教育に取り組むことが、「人権尊重のまちづくり」につながっていきます。

保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校や地域住民などが、中学校区同和教育推進事業を通して連携・交流を深め、より効果的な推進を図ります。

施策の方向性

- ・中学校区同和教育推進事業の充実
- ・開かれた学校づくりの推進

- ・地域、家庭との連携強化

社会教育

(基本的な考え方)

日常生活において人権上配慮を要する際に具体的な態度や行動に現れるような人権感覚豊かな市民を育成するために、生涯学習の一環として、地域、家庭、職場などあらゆる場面で多様な学習機会の充実と効果的、魅力的な学習プログラムの提供を図ります。

ア 学習と実践活動の一体化

人権学習の成果をさらに向上させるためには、市民が主体となる具体的な実践活動へ発展させていくことが重要です。自主的人権学習グループの育成を図るとともに実践活動の場を創造していきます。

施策の方向性

- ・自主的人権学習グループの育成とネットワーク化
- ・啓発イベントなどへの参画

イ 地域交流活動の促進

市民一人ひとりが、互いに認めあい支えあう人間関係をつくりあげていくことで豊かな地域社会が形成されていきます。地域のさまざまな行事への参加を促し、多様な人たちが交流できるよう支援します。

施策の方向性

- ・地域交流事業の活性化
- ・地域活動への青少年の参加促進
- ・地域人権行事などへの支援

ウ 学校教育と社会教育の連携

学校教育と社会教育との有機的な連携・協力がなされるよう、地域施設などを活用し、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の拡充を図ります。

施策の方向性

- ・地域における人権イベントの開催
- ・安全・安心な子どもの居場所づくり

エ 指導者の育成

多様な学習手法などを修得する研修や講座などを実施し、社会教育分野における人権教育のためのリーダーを養成します。

施策の方向性

- ・社会教育関係職員などの人権研修の充実
- ・人権教育指導者育成研修の実施

(2) 人権啓発

(基本的な考え方)

市民一人ひとりが人権問題についての正しい知識を学び、自らの課題として受けとめ、人権が確立された地域社会づくりに向けて、ネットワーク化を図りながら啓発活動を充実します。

ア 啓発活動の充実と推進

市民一人ひとりが人権尊重の考え方を理解し行動へとつなげていくためには、さまざまな市民の興味や関心に応じた手法や内容など創意工夫をこらし、人権問題をより身近な課題としていく人権啓発活動を進めます。

施策の方向性

- ・各種人権啓発事業の充実
- ・人権啓発冊子の計画的発刊

イ 人材育成の充実

市民がより自主的、主体的な人権啓発活動に取り組むためには、地域住民の中から人権啓発を推進する人材が輩出されることが望まれます。体系的な人権啓発に関する講座などを開催し、地域の「人権尊重のまちづくり」を担う人材の育成に努めます。

施策の方向性

- ・地域住民を対象とした計画的な人権啓発講座の開催
- ・人権啓発地域リーダーの育成並びに研修の実施

ウ 地域における啓発活動の充実

人権を基盤にした地域コミュニティ活動を推進するためには、市民一人ひとり

が人権を尊重することの大切さを実感でき、互いの理解と学びが深まる啓発活動や交流事業が継続的に行われることが重要です。また、各コミュニティにおける人権啓発の機会を増やし、気軽に学びあう環境づくりを支援します。

施策の方向性

- ・ 交流・啓発事業の展開と充実
- ・ 地域への講師派遣、啓発資料、教材の提供などの支援
- ・ 地域行事など、あらゆる機会を捉えた啓発活動の実施

エ 人権啓発活動ネットワークの促進

これまでの人権啓発活動を通して積み上げてきた民間団体などとの連携・協力関係をさらに充実・拡大させる人権啓発活動のネットワーク化を促進します。

施策の方向性

- ・ 国、県などの行政機関や関係機関、民間団体、企業、地域などとの人権問題に関する情報交換や交流活動などの連携・協働の推進（再掲）

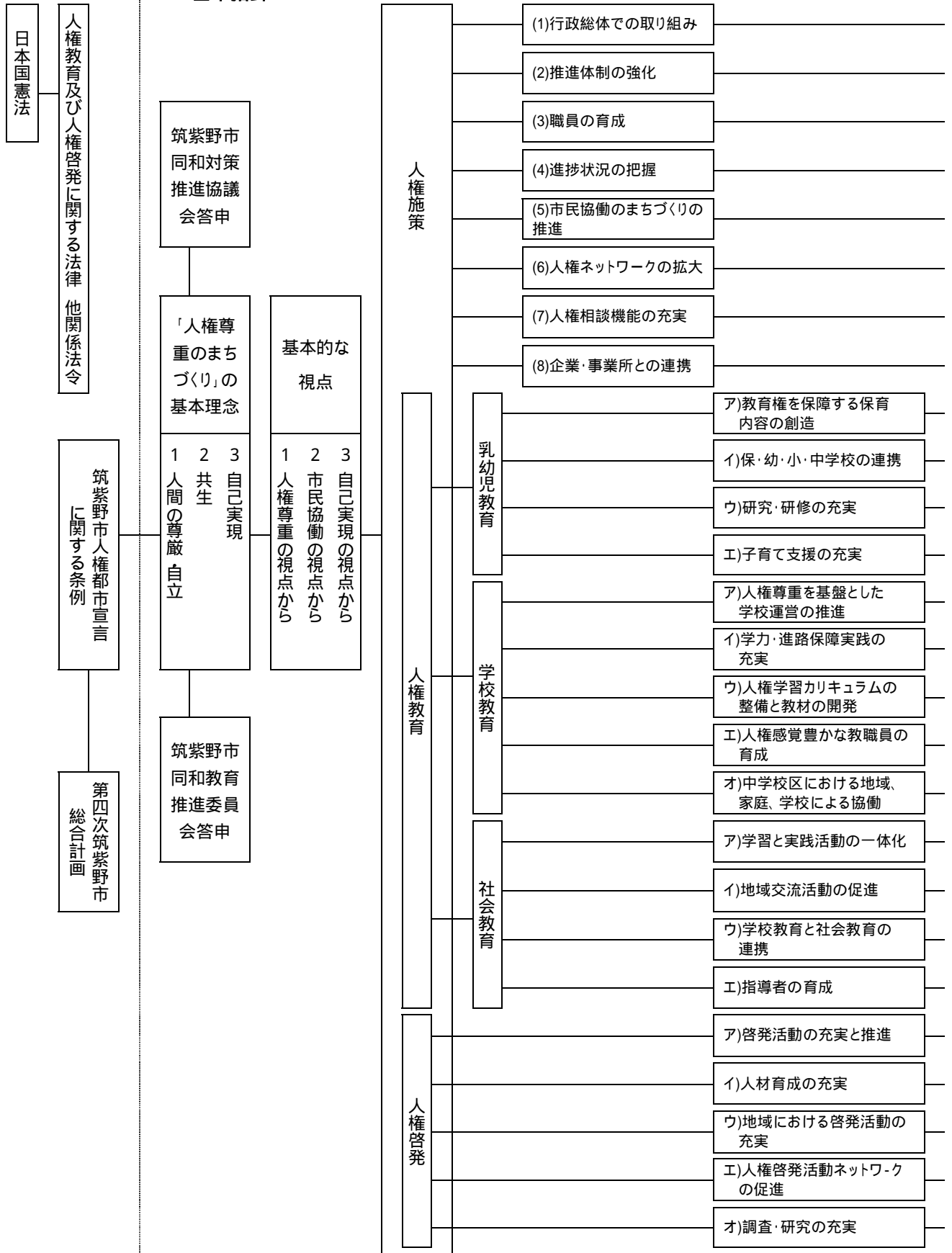
オ 調査・研究の充実

人権をより身近に感じ、全市民の課題としていくためには、啓発活動の在り方、手法、教材開発など、市民のニーズや先進的啓発手法などの調査・研究を行うことが重要です。研究団体との連携を図り、人権に関する情報の収集や調査・研究に努めます。

施策の方向性

- ・ 大学、民間研究団体との連携
- ・ 意識調査などによる市民ニーズの定期的把握と効果検証

筑紫野市人権施策基本指針施策体系
基本指針



<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に取り組むための「人権施策推進本部」の設置 ・各部署が事業計画の策定やその見直しを行う場合は、「本指針の基本理念や基本的な視点」を尊重 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">それぞれの人権問題に対する人権施策の推進方針各課等における具体策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に取り組むための「人権施策推進本部」の設置(再掲) ・市民参加による「人権施策推進審議会」の開催 ・市同和教育研究会などの関係機関や民間団体などとの連携強化 	
<ul style="list-style-type: none"> ・市職員人権問題研修年次計画の推進 ・効果的な職場研修の方策検討 ・人権問題に係わる各種研修会への積極的な参加 	
<ul style="list-style-type: none"> ・本指針に基づく「実施計画」の策定 ・進捗状況調査方法の検討 ・市民参加による「人権施策推進審議会」の開催(再掲) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・人権施策に対する市民の意見を反映できる機会の拡大 ・「人権尊重のまちづくり」に関する市政情報の提供 ・関係機関や民間団体などの連携・協働の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国、県などの行政機関や関係機関、民間団体、企業、地域などとの人権問題に関する情報交換や交流活動などの連携・協働の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ・法務局など関係機関や各種相談窓口との連携・協働など相談機能充実のための方策検討 ・人権侵害の現状把握に基づく施策の充実 ・各種相談員などの人権意識の向上と専門知識修得などの研修機会の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「筑紫地区人権・同和行政推進協議会」や「筑紫地区企業同和問題推進委員会」などとの連携による人権に配慮した取り組みへの支援 ・事業主や従業員へ講演会や研修などへの参加要請 ・人権に関する職場研修における啓発資料や講師情報の提供などの支援 ・啓発活動に取り組むための支援策の検討 ・「筑紫地区同和对策就職促進協議会」の就職支援システムへの登録企業・事業所の拡大 ・障害者などの雇用促進・就労支援 	
<ul style="list-style-type: none"> ・体験と遊びの充実 ・同和保育内容の充実 ・保育実践の研鑽と向上 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会活動の活性化 ・乳幼児家庭教育学級などの充実 ・中学校区同和教育推進事業への参画 	
<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や研修などへの参加要請 ・保育士や幼稚園教諭などの研修の実施 ・保育理論の研修や外部講師による研修の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育・養育相談などの連携と機能の充実 ・子育て支援センター事業の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な学校づくり ・人権・同和教育推進計画の充実と推進体制の確立 	
<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業の創造と指導方法の工夫と改善 ・個に応じた丁寧な指導の充実 ・教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実 ・小学校・中学校連携による進路相談などの充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習カリキュラムの整備 ・公開授業研究会の実施 ・地域・地元教材の開発や啓発冊子の活用 	
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修の充実 ・各種研修会への参加保障 	
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区同和教育推進事業の充実 ・開かれた学校づくりの推進 ・地域、家庭との連携強化 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自主的人権学習グループの育成とネットワーク化 ・啓発イベントなどへの参画 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流事業の活性化 ・地域活動への青少年の参加促進 ・地域人権行事などへの支援 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における人権イベントの開催 ・安全・安心な子どもの居場所づくり 	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係職員などの人権研修の充実 ・人権教育指導者育成研修の実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ・各種人権啓発事業の充実 ・人権啓発冊子の計画的発刊 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象とした計画的な人権啓発講座の開催 ・人権啓発地域リーダーの育成並びに研修の実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ・交流・啓発事業の展開と充実 ・地域への講師派遣、啓発資料、教材の提供などの支援 ・地域行事など、あらゆる機会を捉えた啓発活動の実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国、県などの行政機関や関係機関、民間団体、企業、地域などとの人権問題に関する情報交換や交流活動などの連携・協働の推進(再掲) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大学、民間研究団体との連携 ・意識調査などによる市民ニーズの定期的把握と効果検証 	

人権関係年表 *1 人権に関する条約など (P 1)

年	
1945 昭和 20 年	「国連憲章」及び「国際司法裁判所規定」、サンフランシスコで調印
1948 昭和 23 年	「世界人権宣言」採択
1949 昭和 24 年	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択
1951 昭和 26 年	「難民の地位に関する条約」採択
1959 昭和 34 年	「児童の権利宣言」採択
1965 昭和 40 年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択
1966 昭和 41 年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」及びその「選択議定書」採択
1973 昭和 48 年	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択
1975 昭和 50 年	「障害者の権利に関する宣言」採択
1979 昭和 54 年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択
1984 昭和 59 年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問禁止条約)」採択
1986 昭和 61 年	「発展の権利に関する宣言」採択
1989 平成元年	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択
1990 平成 2 年	「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択
1993 平成 5 年	国連人権高等弁務官を新設
1994 平成 6 年	「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004)を宣言
1995 平成 7 年	第 4 回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」採択
1999 平成 11 年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択
2000 平成 12 年	「武装紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択
2002 平成 14 年	「国際刑事裁判所規程」発効
2004 平成 16 年	「人権教育のための世界計画」(2005～)を決議
2006 平成 18 年	国連人権理事会創設の決議 「障害者権利条約」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択

人権関係年表 *2 国際年 (P 1)

年	
1959 昭和 34 年	世界難民年 (~ 1960)
1968 昭和 43 年	国際人権年
1970 昭和 45 年	国際教育年
1971 昭和 46 年	人種差別と闘う国際年
1973 昭和 48 年	第 1 次人種差別と闘う 10 年 (~ 1983)
1975 昭和 50 年	国際婦人年
1976 昭和 51 年	国連婦人の 10 年 (~ 1985)
1979 昭和 54 年	国際児童年
1981 昭和 56 年	国際障害者年
1982 昭和 57 年	南アフリカ制裁国際年
1983 昭和 58 年	世界コミュニケーション年 国連障害者の 10 年 (~ 1992) 第 2 次人種差別と闘う 10 年 (~ 1993)
1985 昭和 60 年	国際青年年
1986 昭和 61 年	国際平和年
1987 昭和 62 年	家のない人々のための国際居住年
1990 平成 2 年	国際識字年 植民地主義撤廃のための国際の 10 年 (~ 2000)
1993 平成 5 年	世界の先住民の国際年 アジア太平洋障害者の 10 年 (~ 2000) 第 3 次人種差別と闘う 10 年 (~ 2003)
1994 平成 6 年	国際家族年 世界の先住民の国際の 10 年 (~ 2004)
1995 平成 7 年	国連寛容年 人権教育のための国連 10 年 (~ 2004)
1996 平成 8 年	貧困撲滅のための国際年
1997 平成 9 年	貧困撲滅のための国連の 10 年 (~ 2006)
1999 平成 11 年	国際高齢者年
2000 平成 12 年	平和の文化のための国際年 国際感謝年
2001 平成 13 年	ボランティア国際年 国連文明間の対話年 人種主義、人種差別、外国人排斥、不寛容に反対する動員の国際年 植民地主義撤廃のための第 2 次国際の 10 年 (~ 2010) 世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の 10 年 (~ 2010)
2002 平成 14 年	国際山岳年 国際エコツーリズム年 国連文化遺産年
2003 平成 15 年	国際淡水年 国連識字の 10 年 (~ 2012) 新アジア太平洋障害者の 10 年 (~ 2012)
2004 平成 16 年	奴隷制度反対とその廃止を記念する国際年 国際米年
2005 平成 17 年	国際小口金融年 (世界での貧困緩和等を目的とする小規模融資プログラムの促進) 持続可能な開発のための教育の国連 10 年 (~ 2014) 人権教育のための世界計画 (2005 ~)

人権関係年表 *3 国内法律など (P 3)

年	
1947 昭和 22 年	「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行
1948 昭和 23 年	「児童福祉法」施行
1950 昭和 25 年	「生活保護法」施行
1969 昭和 44 年	「同和对策事業特別措置法」施行
1982 昭和 57 年	「地域改善対策特別措置法」施行
1986 昭和 61 年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行
1987 昭和 62 年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」施行
1993 平成 5 年	「障害者基本法」施行
1994 平成 6 年	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建設物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行
1995 平成 7 年	「高齢社会対策基本法」施行
1997 平成 9 年	「人権擁護施策推進法」施行 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行 「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」のとりまとめ
1998 平成 10 年	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢雇用安定法)」一部改正、施行 60 歳以上定年制義務化 「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」一部改正、施行 障害者雇用率(1.8%)の設定
1999 平成 11 年	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 精神薄弱者からの知的障害者への用語改正 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(諮問第 1 号に対する答申) 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行
2000 平成 12 年	「介護保険法」施行 「民法」一部改正等 成年後見制度改正 「外国人登録法」一部改正、施行 指紋押捺全廃 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001 平成 13 年	人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」(諮問第 2 号に対する答申) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」施行 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」(諮問第 2 号に対する追加答申)
2002 平成 14 年	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行
2003 平成 15 年	「個人情報保護に関する法律」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行
2004 平成 16 年	「障害者基本法」一部改正、施行 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005 平成 17 年	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行
2006 平成 18 年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「自殺対策基本法」施行
2007 平成 19 年	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行 ハートビル法、交通バリアフリー法一本化 「改正男女雇用機会均等法」施行 「探偵業の業務の適正化に関する法律」施行 身元調査禁止

筑紫野市における諸計画など

第四次筑紫野市総合計画（P3）

平成18年度を初年度とし、本市が目指す将来都市像を明らかにした最上位計画であり、「みんなでつくる 自然と街との共生都市 ちくしの」をキャッチフレーズに、5つの基本目標（**支えあう、いきいき・安心の地域づくり** 豊かな自然と快適な暮らしを守る環境づくり **互いを尊重し、共にかがやくひとづくり** にぎわいと活気に満ちた成熟の都市づくり **自治・自律と市民協働のしくみづくり**）10の政策、33の施策からなっています。

ちくしの男女共同参画プラン（P5）

「男女がともにわかちあい、創造しあう社会の実現」を基本理念として平成10年3月策定。

平成16年11月には、少子高齢社会への急速な進行や社会経済情勢の変化、男女共同参画社会基本法をはじめとする男女共同参画に関する法律のあいつく制定・施行、さらに、国、県における男女共同参画に関する新たな基本計画が策定されたことにより時代の推移に対応した新たな視点に立ち、プランの改定を行っています。

プランの体系については、5つの重点目標（**女性と男性がともに進める意識改革** 健やかで生きがいの持てる生活の安定 **あらゆる分野への共同参画** **男女平等をめざす豊かな人間性の育成** **個人の尊厳の確立**）17の主要課題からなっています。

筑紫野市男女共同参画推進条例（P6）

男女共同参画を推進することにより、性にかかわらず、すべての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会を実現することを目的に定めた条例であり、平成17年10月に制定、平成18年4月1日に施行。

6つの基本理念（**すべての人の人権の尊重** **性に関する権利の尊重と生涯にわたる健康の保持** **社会における制度又は慣行についての配慮** **政策などの立案及び決定過程への男女共同参画** **家庭生活の活動と他の活動との両立** **国際的協調**）を掲げています。

「市、市民、市議会、事業者などに対する責務」、「市が行うべき基本的施策」、「苦情・救済処理機関の設置」などが含まれています。

筑紫野市次世代育成支援行動計画（P7）

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として平成17年3月に策定。

「みんなで育もう！ キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち」を基本理念に、子どもの視点に立ち、子どもの人権を尊重するという基本的な考えの下、5つの基本目標（**楽しく子育てできる環境をつくろう** **子どもの健やかな成長を支えよう** **子どもの個性や可能性を伸ばそう** **子どもや子育て家庭を大切にする社会をつくろう** **子どもと子育てにやさしいまちをつくろう**）を掲げています。

筑紫野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（P7）

本市の高齢者保健福祉施策の推進について定めた計画であり、平成12年3月に第1期計画、平成15年3月に第2期計画、平成18年3月に第3期計画を策定。

策定の目的は高齢者が心身ともに健康で、いきいきと生活することができ、仮に障害を持つ場合でも、できるだけ自立し、また地域全体で支えあうことにより、安心して過ごすことができる地域社会の実現にあり、7つの基本理念（人間性の尊重 活力ある高齢期の実現 在宅生活の総合的支援 とともに生きるまちづくり 住民の幅広い参加と民間活力の導入 健康づくり・生きがい対策の推進 地域福祉の推進）を掲げています。

筑紫野市障害者福祉長期行動計画（P8）

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として平成10年3月に策定。法や制度の改正、国の新しい障害者基本計画などを踏まえ、平成17年3月に改定。

障害の有無にかかわらず、市民だれもが相互に人格と個性を支えあう共生社会に向かって、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき施策を推進する上での将来像を「コミュニティが支える 共生福祉のまち ちくしの」とし、6つの施策の柱（互いに尊重しあい・支えあう地域づくりを支援する 自立した生活を支援する すこやかな暮らしを支援する 育ち・学び・参加できる環境を支援する 働くよろこびを創造し、安定した生活を支援する 安全で快適な暮らしを支援する）を掲げています。

筑紫野市障害福祉計画（P8）

障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画として平成19年3月に策定。

障害者などの自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、障害者などの自己決定と自己選択の尊重 3障害に係る制度の一元化 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備 という点に配慮して作成しています。

筑紫野市国際化プラン（P9）

本市の国際化施策の具体的な推進を行うための指針として平成14年9月に策定。

「お互いの歴史・文化・生活習慣を理解し、互いの『違い』を認めあい、世界平和を願いながら、市民が国際人として対等な交流・協力を行うことができる舞台づくり」を基本目標とし、3つの重点目標（「人づくり、人の輪づくり」による国際人の育成 「市民一人ひとりが主役」になれる国際交流・国際協力活動の舞台づくり 「地域に根差した身近な国際化」意識の啓発）と6つの展開方向性を掲げています。

筑紫野市国際化行動計画（P9）

国際化プランの基本目標、重点目標を受け、行政に望まれる施策の展開方向性の6項目を具体的な施策として明らかにしたもので、平成17年3月に策定。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して

義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
 - 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
 - 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
 - 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
 - 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条** 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
 - 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
 - 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
 - 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
 - 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
 - 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

筑紫野市人権都市宣言

人は、生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、平等に生きる権利を有している。

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や地球的規模で人類の大きな課題である。

しかし、私たちが生きている現代社会のなかには、部落差別をはじめ基本的人権が不当に侵される様々な人権侵害の事象が存在し、平和で明るい社会の存立を脅かしている。

よって、筑紫野市はすべての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現に向けて、一人ひとりが不断の努力を行うことを確認し、ここに「人権都市」とすることを宣言する。

平成 7 年 6 月 5 日 筑紫野市

筑紫野市人権都市宣言に関する条例

平成7年12月28日施行

すべての国民は、基本的人権を享有し、法の下での平等を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基本理念とし、本市においては、人権都市宣言を制定し、人権尊重意識の高揚に努めてきた。

しかしながら、今日、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、障害者、高齢者、女性、在日外国人への差別などあらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚を図り、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、すべての市民が安心して暮らせる真の「差別のない筑紫野市」を実現するため、たゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、部落差別をはじめ、障害者、高齢者、女性、在日外国人への差別などあらゆる差別をなくすとともに、心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策を総合的かつ積極的に推進するものとする。

（市民の課題）

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

（施策の推進）

第4条 市は、基本的人権を擁護するために必要な社会福祉の充実、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護意識の高揚等に関する施策の推進に務めるものとする。

（啓発活動の充実）

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、学校、家庭、市民組織及び企業・事業者等の密接な連携による啓発活動を充実し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

（推進体制の充実）

第6条 市は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するために、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

2 市は、前項の推進に当たっては、市民等の参加による審議会等推進体制の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

筑紫野市人権施策基本指針策定の主な経過

平成18年	6月29日(木)	第1回筑紫野市人権施策検討委員会
	7月21日(金)	第2回筑紫野市人権施策検討委員会
	8月18日(金)	第3回筑紫野市人権施策検討委員会
	9月15日(金)	第4回筑紫野市人権施策検討委員会
	10月12日(木)	筑紫野市人権施策推進審議会設置条例施行
	10月20日(金)	第5回筑紫野市人権施策検討委員会
	11月 2日(木)	部課長会議；指針(素案)報告 庁内意見聴取開始
	11月22日(水)	〃 〃 切
	12月 1日(金)	筑紫野市人権施策推進審議会公募委員募集開始
	12月15日(金)	〃 〃 切 第6回筑紫野市人権施策検討委員会
	12月19日(火)	庁議；指針(素案)提案
平成19年	1月17日(水)	庁議；指針(案)決定
	1月18日(木)	第1回筑紫野市人権施策推進審議会；指針(案)諮問
	2月 1日(木)	市民意見募集開始
	2月23日(金)	〃 〃 切
	3月26日(月)	第2回筑紫野市人権施策推進審議会
	4月27日(金)	第3回筑紫野市人権施策推進審議会
	5月21日(月)	第4回筑紫野市人権施策推進審議会
	7月 4日(水)	第5回筑紫野市人権施策推進審議会
	7月11日(水)	筑紫野市人権施策推進審議会答申
	7月18日(水)	庁議；答申報告
	8月 1日(水)	筑紫野市人権施策基本指針決定

18 筑人第230号
平成19年1月18日

筑紫野市人権施策推進審議会 会長 様

筑紫野市長 平原 四郎

筑紫野市人権施策基本指針について（諮問）

筑紫野市人権施策推進審議会設置条例第2条第1号の規定に基づき、筑紫野市人権施策基本指針の策定について、別紙（案）を添えて諮問します。

平成19年7月11日

筑紫野市長 平原四郎様

筑紫野市人権施策推進審議会
会長 陶山高度

筑紫野市人権施策基本指針について（答申）

平成19年1月18日付18筑人第230号で諮問があった筑紫野市人権施策基本指針（案）について、筑紫野市人権施策推進審議会設置条例第2条第1号の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

なお、当審議会として、人権施策の推進にあたって3点の付帯意見を付しますので、この意見を勸案の上、「人権尊重のまちづくり」実現のため、なお一層の積極的なご尽力を要望します。

記

[付帯意見]

1. 筑紫野市人権施策基本指針は、今後の筑紫野市における人権施策を推進するためのものであることを市民・地域・企業・関係機関などへの周知に努め、市民との協働による施策の推進に努められるよう要望します。
2. 基本指針に基づき、早急に実施計画を策定し、全庁的に人権施策を推進するとともに、進行管理を確実に実施されるよう要望します。
また、今後の人権施策の推進においては、さまざまな人権を取り巻く状況の変化に応じて、関係部署の事業計画等を見直すとともに、必要に応じ基本指針及び実施計画についても見直しを行うよう要望します。
3. 人権侵害事件等に係る相談等について、迅速かつ適切な対応ができる相談窓口の整備や関係機関との連絡調整等の連携強化に努められるよう要望します。

筑紫野市人権施策推進審議会設置条例

平成18年10月12日施行

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)及び筑紫野市人権都市宣言に関する条例(平成7年筑紫野市条例第35号)の目的達成のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、筑紫野市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、人権施策の総合的かつ計画的な推進に関し、調査審議し、答申すること。
- (2) 人権施策の実施状況に関し、市長に対し、報告を求め、及び意見を述べること。
- (3) その他人権施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第

22号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

筑紫野市人権施策推進審議会委員名簿

第3条第2項区分	所属団体等名	氏名	備考
1号 市議会議員	筑紫野市議会	下田 淳一	
〃	〃	上村 和男 濱武 振一	~H19.5.24 H19.5.25~
2号 関係行政機関の職員	福岡法務局筑紫支局	福原 清二	
3号 関係団体の代表者	部落解放同盟筑紫地区協議会	三島 美智子	
〃	筑紫野市婦人会	上滝 恵美子	
〃	筑紫野市身障者福祉協会	田部 義明	
〃	知的障害者相談員	田中 美喜子	
〃	筑紫野市老人クラブ連合会	松田 照男	
〃	筑紫野市区長会	椎葉 真弓	副会長
〃	人権擁護委員	白水 慶子	
4号 識見を有する者	学びをつなぐ講座専任講師	陶山 高度	会長
〃	学校長	原口 重利	
〃	教職員	溝口 一孝 宮崎 智弘	~H19.3.31 H19.4.1~
5号 市民	公募	美川 美佐子	
〃	〃	田中 正美	

筑紫野市人権施策検討委員会設置要綱

平成18年5月26日施行

(設置)

第1条 筑紫野市における人権尊重のまちづくりの実現を図るための施策(以下「人権施策」という。)を総合的に推進する基本指針の策定をするため、筑紫野市人権施策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 筑紫野市人権施策基本指針の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる課等の職員のうちから市長が任命する。

- (1) 企画財政課
- (2) 行政管理課
- (3) 人権政策課
- (4) 男女共同参画推進課
- (5) まちづくり支援課
- (6) 商工観光課
- (7) 健康推進課
- (8) 子育て支援課
- (9) 生活福祉課
- (10) 介護保険課
- (11) 教務課
- (12) 学校教育課
- (13) 生涯学習課
- (14) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員に任命された日から第2条に規定する所掌事務が完了した日までとする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、委員の中から委員長が決定する。

3 専門部会が審議した結果は、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、総務部人権政策課において行う。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

筑紫野市人権施策検討委員会委員名簿

	部等名	課等名	担当名	氏名
1	総合政策部	企画財政課	財政担当	毛利早希
2		行政管理課	行政管理担当	八尋剛
3	総務部	人権政策課	人権文化センター担当	安武義光
4		男女共同参画推進課	推進担当	福島成勇
5		まちづくり支援課	まちづくり支援担当	平田清光
6	市民生活部	商工観光課	商工観光担当	栗原忠
7	健康福祉部	健康推進課	健康推進担当	日高洋子
8		子育て支援課	保育担当	帆足博文
9		生活福祉課	保護担当	田中茂実
10		介護保険課	高齢福祉担当	尾花和美
11	教育部	教務課	庶務担当	山崎博
12		学校教育課	学校教育担当	八尋保憲
13		生涯学習課	青少年担当	井手信保
14	建設部	建設課	建築担当	帆足泰三
15	上下水道部	企業総務課	財務管理担当	築地祐児

筑紫野市人権施策基本指針

平成 19 年（2007 年）8 月

発行・編集 筑紫野市 総務部 人権政策課

〒818 -8686

筑紫野市二日市西一丁目 1 番 1 号

T E L (092)923 - 1111 (代表)

表紙の人権ロゴ・マークは、「人」をデザイン化したものです。